

高等学校卒業予定者の就職問題に関する申し合わせ

新潟県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり申し合わせを行うこととする。

令和7年度卒業予定者について、下記のとおりとする。

令和6年度新潟県高等学校就職問題検討会議確認事項

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の企業への応募・推薦については、令和7年9月30日までは従来どおり1人1社とし、採用選考日が10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認めることについて、下記事項を確認するものとする。

1 応募・推薦について

(1) 対象となる生徒

複数応募できる対象者は、9月30日までに採用が内定していない者とする。

ただし、9月30日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない者は対象外とする。

(2) 対象企業

10月1日以降に採用選考を実施する全ての企業とする。

(3) 他都道府県への応募について

10月1日以降選考日の県外応募については、応募先都道府県の申し合わせ事項に基づくとともに、県内外を含めて受験できる企業数は、本県申し合わせ事項による2社以内とする。

(4) その他

①企業は、求人票に採用選考日の記載がない場合には、応募書類を受領した後、速やかに採用選考日を学校を通じて生徒に通知することとし、採用選考結果については最終の採用選考日から原則として7日以内に通知すること。

また、内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取り扱うこと。

②生徒は、企業から採用内定通知が届いた時には、7日以内に入社承諾書を事業主へ提出すること。

なお、企業が入社承諾書の提出期限を指定した場合はその期日までに提出すること。

入社承諾書を提出した生徒は、内定辞退や他社への応募は行わないこと。

また、入社承諾書を提出した生徒は、同時に、応募・受験している企業に対し採用内定辞退届又は応募取消届を提出すること。

2 「申し合わせ」の周知について

各公共職業安定所は、企業からの求人申込みの際、この「申し合わせ」を添付し、その趣旨の理解を図るものとする。

また、各高等学校等は、学校内の教職員はもとより、生徒への周知徹底を図るものとする。

令和7年2月20日

新潟県高等学校就職問題検討会議